

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

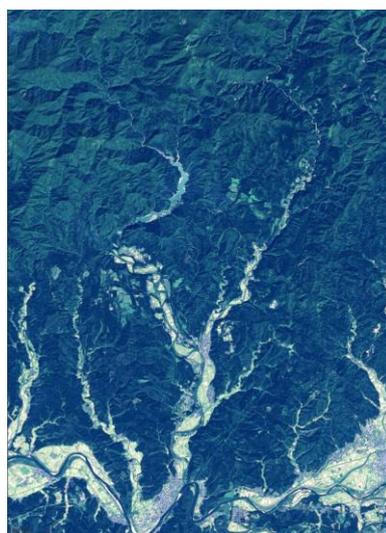
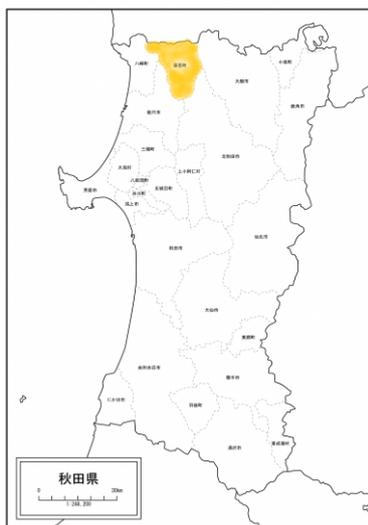
I 現状

(1) 地域災害リスク

①地域の概要・立地

本町は、秋田県の北端で、町の北西部には白神山地の世界自然遺産登録エリアがある。

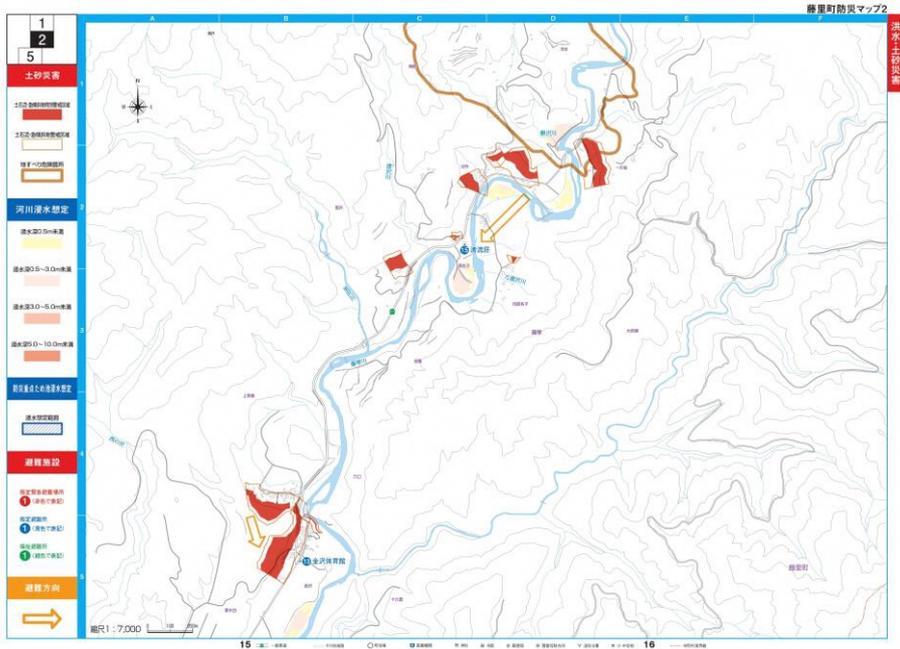
- 町の面積は282.13km²と広大だが、北部一帯は米代西部森林管理署が管轄する国有林で、その面積は182.7km²で全面積の64.8%を占めている。
- 地形的には、東部が北秋田市、西は八峰町、能代市の一部に山岳丘陵地帯で接し、南は能代市二ツ井町に通じている。白神山地に水源を発する藤琴川・粕毛川は中心部である藤琴でY字形に合流し、約8kmで米代川へと通じている。
- 集落については、粕毛川と藤琴川のY字形に沿って点在しており、この二つの川が合流する地点に産業や人口が最も密集する藤琴地区がある。
- 町の中央部には、昭和38年7月25日の集中豪雨（ダム地点流量：毎秒900m³を記録）により、粕毛川及び藤琴川が甚大な被害を受けたのを契機に、粕毛川及び藤琴川の洪水被害防止、国営能代地区総合農地開発事業へのかんがい用水の確保、あわせて発電を目的とした素波里ダム（昭和45年竣工）がある。
- 交通においては国道や鉄道はなく、町を縦断し国道7号線とつなぐ、県道317号線がアクセスの要となっている。
- 気候は、冬期間の積雪が多く、最大積雪量は142cm、積雪日数は120日と1年の3分の1が雪に埋もれる豪雪地帯となっている。



②想定される地域の災害リスク（土砂・河川浸水災害：防災マップ）

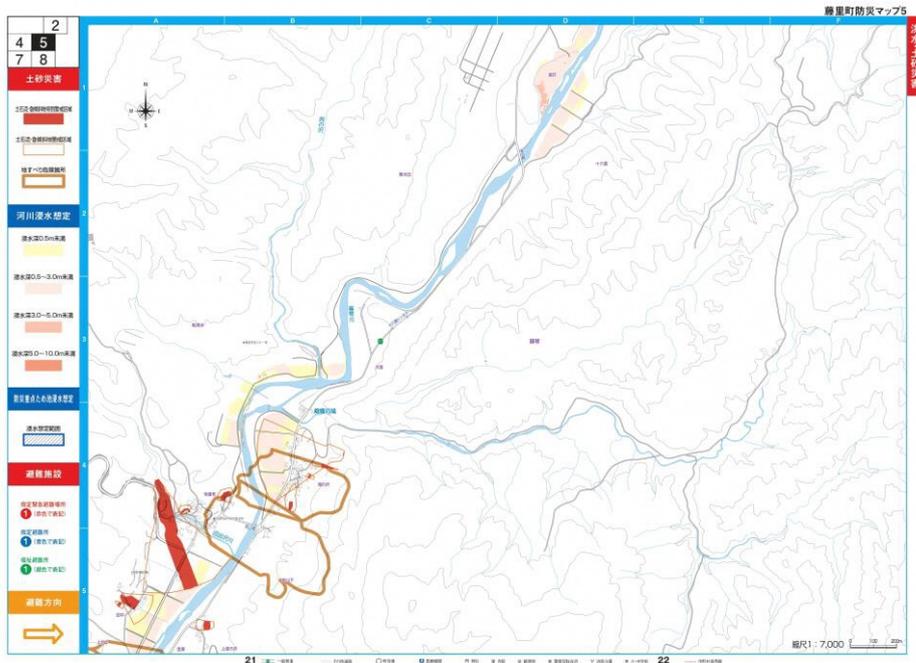
【真名子・上茶屋・金沢地区】

河川浸水想定0.5m未満、0.5～3m、一部3～5mとなっている。
真名子・金沢地区においては土砂災害が想定されている。



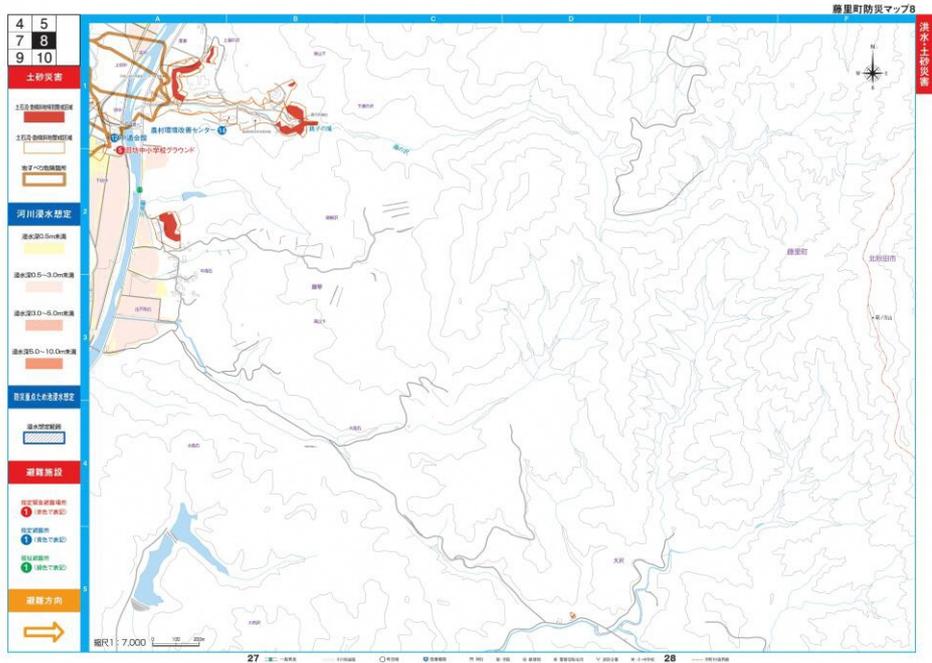
【滝の沢・寺屋布地区】

河川浸水想定0.5m未満、0.5～3m、一部3～5mとなっている。
土石流・地滑りが想定されている。



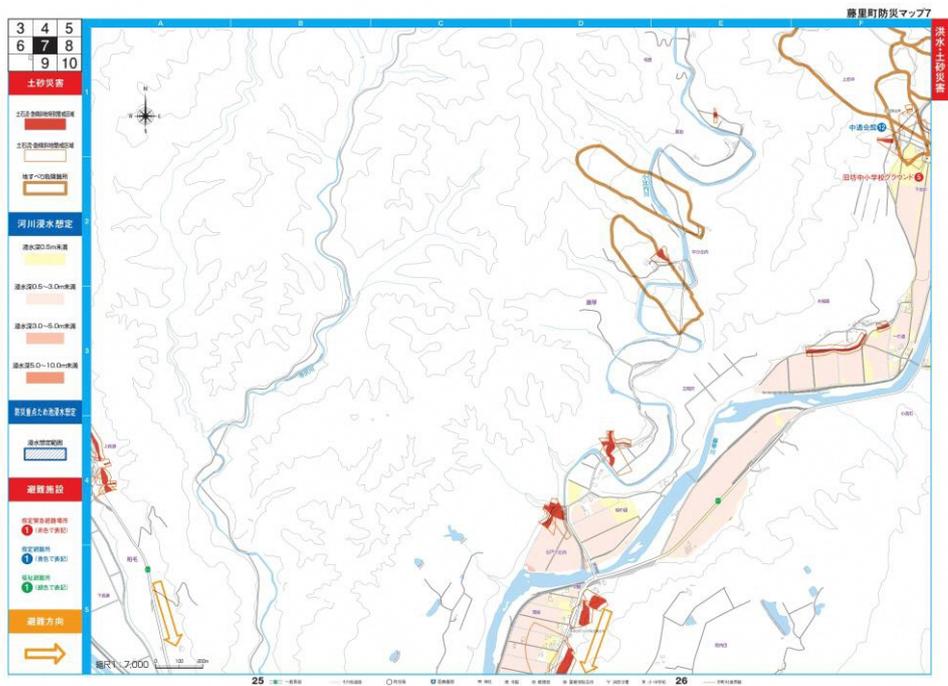
【湯の沢地区】

藤琴川沿いにある湯の沢地区は、温泉郷、宿泊施設、世界遺産センター等の白神山地エリアにおける観光の拠点となっている。この地域においては、河川浸水想定0.5m未満、0.5～3mと土砂災害が予想されており観光の中核的役割への影響が懸念される。



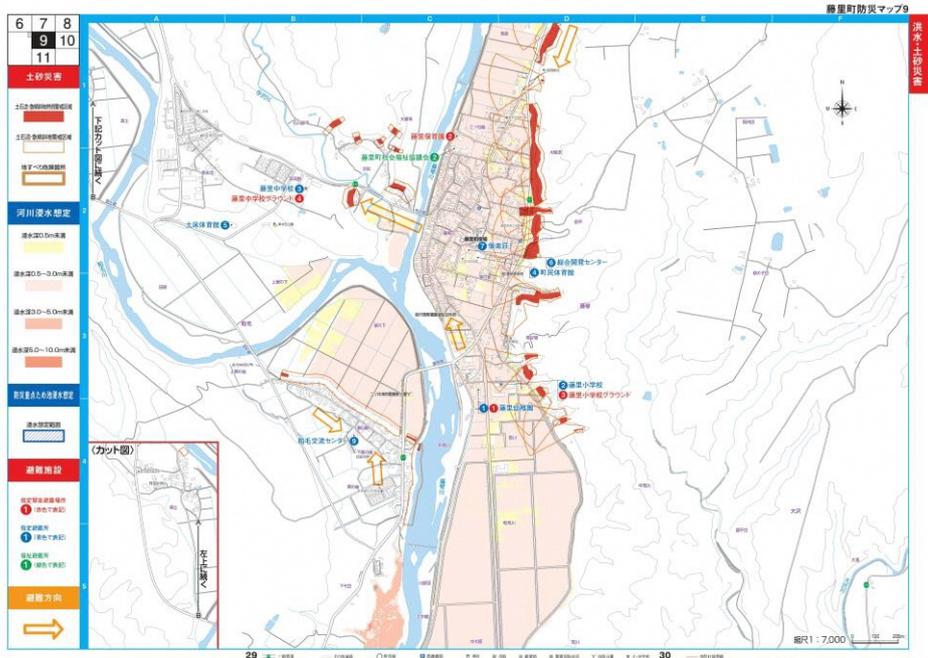
【下坊中・一の渡・出戸小比内・中小比内・馬坂地区】

河川浸水想定0.5m未満、0.5～3m、一部3～5mと地滑り等の土砂災害が想定されている。



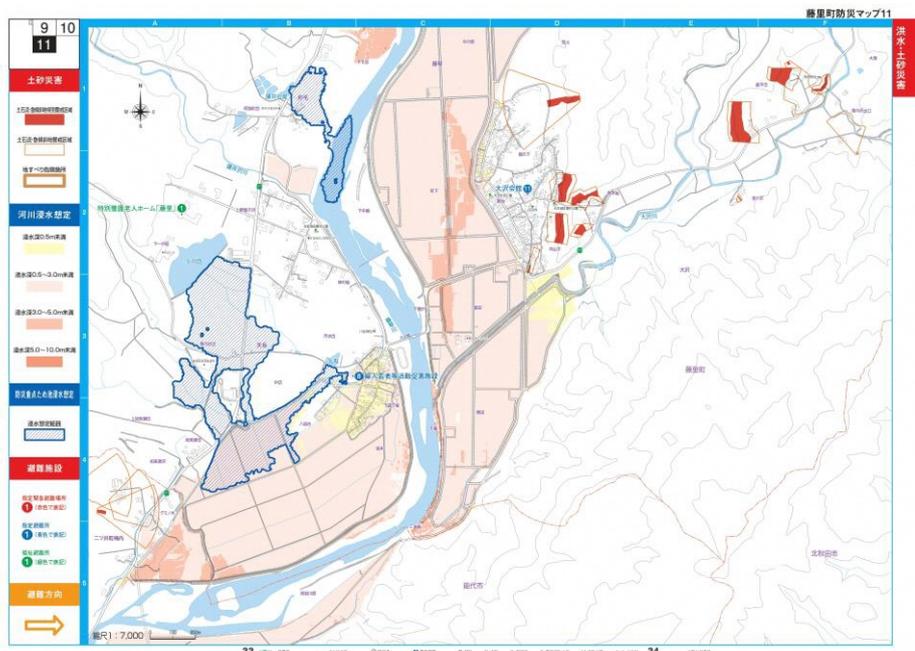
【藤琴地区】

当町の防災マップによると、行政・商工業・インフラの拠点となっている藤琴地区（大町・荒町地区には商店街を形成）において、河川浸水想定0.5m未満、0.5～3mであるほか、土砂災害も想定されている。粕毛川と藤琴川が合流する地点でもある。



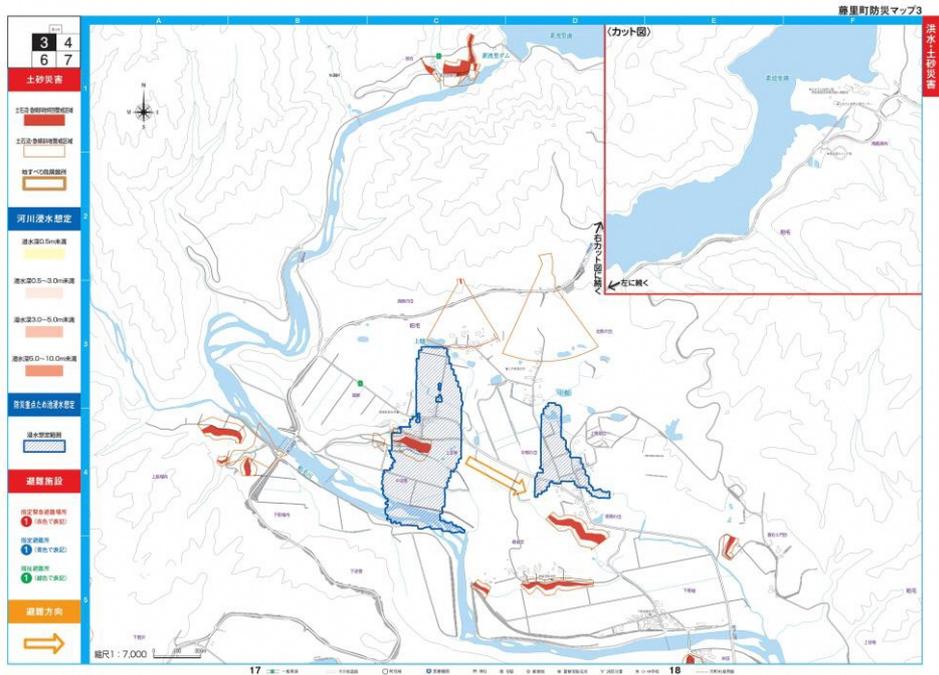
【大沢・矢坂地区】

河川浸水想定0.5m未満、0.5～3m、3～5m、一部5～10m、土砂災害が想定されている。矢坂地区では町の主要道路である県道317号線も、ため池浸水想定範囲とされており、町外との交通の影響も懸念される。



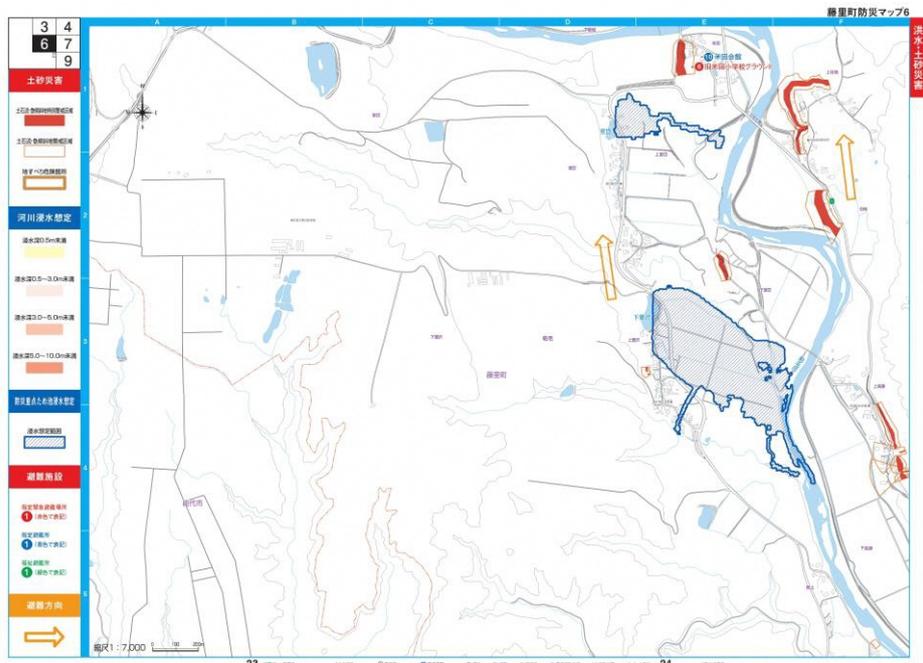
【熊の岱・端家・根城岱・下根城地区】

素波里ダムに最も近い地区。ため池浸水及び土砂災害が想定される。



【米田・室岱・萱沢・真土・長瀬・谷地地区】

ため池浸水及び土砂災害が想定される。



(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 117人
- ・小規模事業者数 111人

【内訳】(令和2年3月31日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業者の立地条件等
製造業	15件	14件	町内各地に点在し、集積地はない。
建設業	22件	22件	町内各地に点在し、集積地はない。
卸・小売業	24件	22件	浸水想定地域の大町・荒町地区の一部に商店街が形成されている。
サービス業 (内飲食・宿泊)	48件 (15件)	45件 (13件)	観光業が集積している湯の沢地区は、土砂災害危険個所に隣接している。
その他	8件	8件	町内各地に点在している。
合計	117件	111件	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

当町では災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第42条の規定に基づき、大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体、防災上重要な施設の管理者を含めた総合かつ計画的な防災対策を定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、住民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とした「藤里町地域防災計画」を昭和39年に策定している。その後、6度にわたり修正を重ね、現在平成27年4月の第6次修正版を運用している。

a. 防災に関する情報提供(ホームページ等)

- ・防災マップ
- ・防災行政無線
- ・防災情報メール

b. 防災備品の備蓄

主食(ご飯類・パン類)・お粥等・飲料水・毛布・石油ストーブ・便袋・トイレットペーパー・大人、子供用オムツ・発電機・投光器・コードリール・燃料タンク・給水タンク・懐中電灯・担架・防水シート・電池

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
「BCP関連の専門家派遣事業」「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子やパンフレットで小規模事業者等へ配布・周知を図った。
- ・事業者BCP策定のセミナー開催
関係機関等で開催のBCP政策関連セミナーへの参加を推進した。
単独でのセミナー開催は、小規模商工会でもあり実施はない。

- ・損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」用いて提案し、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済協同組合等と連携した普及と加入促進を行っている。

- ・防災部品

スコップ、懐中電灯、だるまストーブ、ガスコンロ、木炭、工具、ブルーシート、ゴミ袋等を備蓄

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時に対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

地区内の小規模事業者に対し、大規模自然災害等の際の災害リスクを認識させ、事前の備え及び早期復旧を実現させるために町と商工会が一体となって取り組み、特に管内小規模事業者に対して自然災害に強い企業づくりを支援する。

①災害発生時に被害状況を把握して情報共有が出来る体制の構築

災害発生時において、連絡や復興支援が円滑に行えるよう、組織内における体制作りと町と商工会間で被害状況が情報共有できる連携体制の構築を図る。

②危機意識及び防災に対する意識の醸成

県連合会や各損保会社が提供する災害に関する支援ツール（チラシやリーフレット）を活用して危機意識や防災・免災意識を高める。

③小規模事業者等へのBCP策定支援

防災・免災に対する意識が高まった小規模事業者に対して、BCP策定セミナーや専門家派遣、商工会職員による個社支援を通じて、BCP策定及び事業継続力強化計画策定支援を強化する。

④感染症対策・施策の周知並びに支援

地区内小規模事業者に対して手洗いの徹底や職場の換気遂行などの感染防止と体調不良が認められる就業者に対して出勤させないなどのルール作りや感染拡大に備えてマスク等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスの対策として保険の必要性も周知する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・ 当町の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等を取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ②商工会報や町広報、ホームページ、メールマガジン、SNS等において、国・県・関係機関が運営するポータルサイト等の活用を紹介し、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、自然災害に伴うリスクは、建物の損害のみならず、休業に伴う所得損失や事業者・従業員等の人災、連鎖倒産・復旧資金等金銭面での対策も必要であることが求められる。そこで、リスク管理状況を確認するためにリスクチェックシートを用いて簡易診断を実施しリスク軽減の取組みや対策を説明・提案し、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及びアドバイスを行う。

■商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収不能等に対する補償 ○事業主・家族・従業員の病気（ガン）やケガ等への補償 ○廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立制度
賠償責任のリスク	○製造者責任（PL）・情報漏洩等に関する賠償責任補償
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理賠償責任補償

2) 小規模事業者に対する感染症拡大予防の周知

- ①国や県が定める「新しい生活様式」の周知を図る。

3) 商工会の事業継続計画の作成

- ・ 令和3年1月18日 事業継続計画（第1版）作成

4) 関係団体等との連携

- ・ 職員間でのOJT研修をはじめBCP策定セミナーや個別支援について連携する損保会社に専門

家の派遣を依頼し協力を求める。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、リーフレット等の備え付けを依頼する。
- ・商工会災害状況報告システムの活用

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称) 藤里町事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、当町)を開催し、状況確認や改善点について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・災害時の連絡ルート等を役員会にて年1回再確認する。
- ・施設内での避難訓練の実施時に再確認する。(施設内職員への周知)
- ・商工会災害状況報告システム活用方法の確認(商工会職員内周知)

< 2. 災害後の対策 >

- ・災害発生時には、人命救助第一とし、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①職員への安否確認・・・発災後、1時間以内
確認方法・・・SNS等やメールを活用
確認内容・・・業務への従事・出勤の可否、大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)
- ②三役への安否確認・・・発生後1時間以内に行う。
確認方法・・・携帯電話やメールを活用
確認内容・・・大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)
その他、近隣家屋や会員の安否情報等)
- ③役員への安否確認・・・発災後、2時間以内
確認方法・・・三役の協力のもと携帯電話・メールで確認
確認内容・・・大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)
その他、近隣家屋や会員の安否情報等)
- ④会員への安否確認・・・発災後、1日以内に地区ごとの役員を通じて情報収集
- ⑤情報共有及び報告・・・安否確認結果の連絡窓口
藤里町商工会 事務長 → 藤里町商工観光課 課長 → 秋田県産業政策課
※連絡窓口のものが連絡困難な場合は、第2連絡窓口として当会では、経営支援員、
当町では、商工観光課商工担当とする。
商工会災害状況報告システム活用による情報共有

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、携帯電話やメール等で状況を確認する。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報提供する。
- ・ 想定する応急対策の内容は、次の判断基準とする。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・ 地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ol style="list-style-type: none">1) 緊急相談窓口設置 (相談業務強化)2) 被害調査 (経営課題の把握解決業務)3) 復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・ 地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ol style="list-style-type: none">1) 緊急相談窓口設置 (相談業務強化)2) 被害調査 (経営課題の把握解決業務)3) 復興支援業務 (個別支援)
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。	応急対策なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

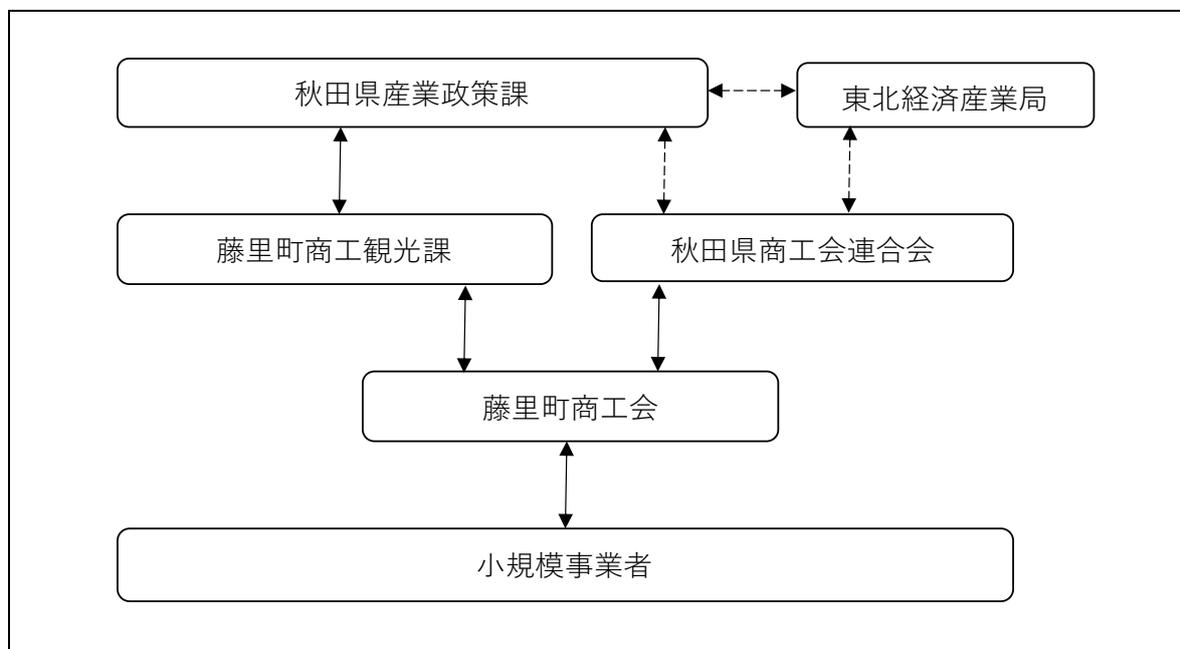
災害発生後～1週間	1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する。
1週間～2週間	1日に2回（9時、14時）共有する。
2週間～1ヶ月	1日に1回（9時）共有する。
1ヶ月以降	2日に1回共有する。

＜3. 災害時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、秋田県の指定する方法で秋田県へ報告する。

■指揮命令・連絡体制図



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

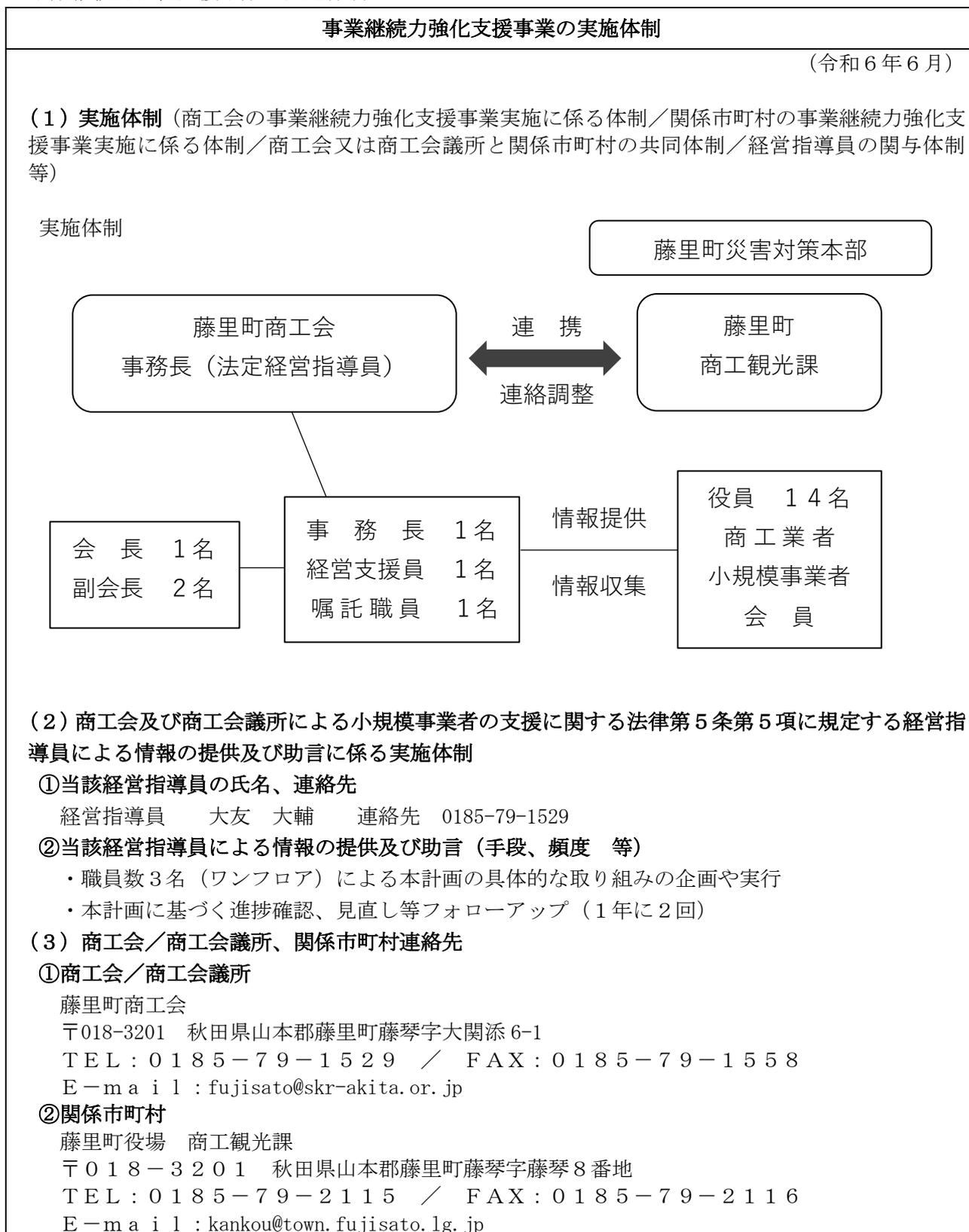
- ・ 相談窓口の開設方法について、藤里町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・ 秋田県の方針に従って、復旧。復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を秋田県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	70	210	210	210	210
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借用・広告料		70	70	70	70
2. 個社支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費		70	70	70	70
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・町補助金、事業収入等 上記経費のうち、講師や専門家の謝金、旅費については、当会規定に基づいて経費を算定しているが、専門家派遣事業の活用や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等